

担当課名	環境施設課
担当者名	課長 福林 繁 課長補佐 藤田 求
連絡先	803-1311 内線 3984

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
(甲第35号議案)

1 目的

廃棄物処理法において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されています。

事業者が、事業活動に伴って生じた廃棄物を岡山市の施設で処理する場合には、一般廃棄物処理手数料を徴収しています。

この手数料について、前回改定（平成16年4月）から約16年経過し、ごみ処理に係る経費と手数料との乖離が大きくなったため、一般廃棄物処理手数料等を改め、事業者に適正な負担を求めるものです。

2 条例の概要

本市のごみ処理に係る経費に基づき、一般廃棄物処理手数料を段階的に引き上げます。なお、一般廃棄物処理手数料の改定に併せ、産業廃棄物処理費用も改定します。

一般廃棄物処理手数料	【現行】 10キログラムごとにつき130円
	【令和3年4月1日から】 同150円
	【令和5年4月1日から】 同180円

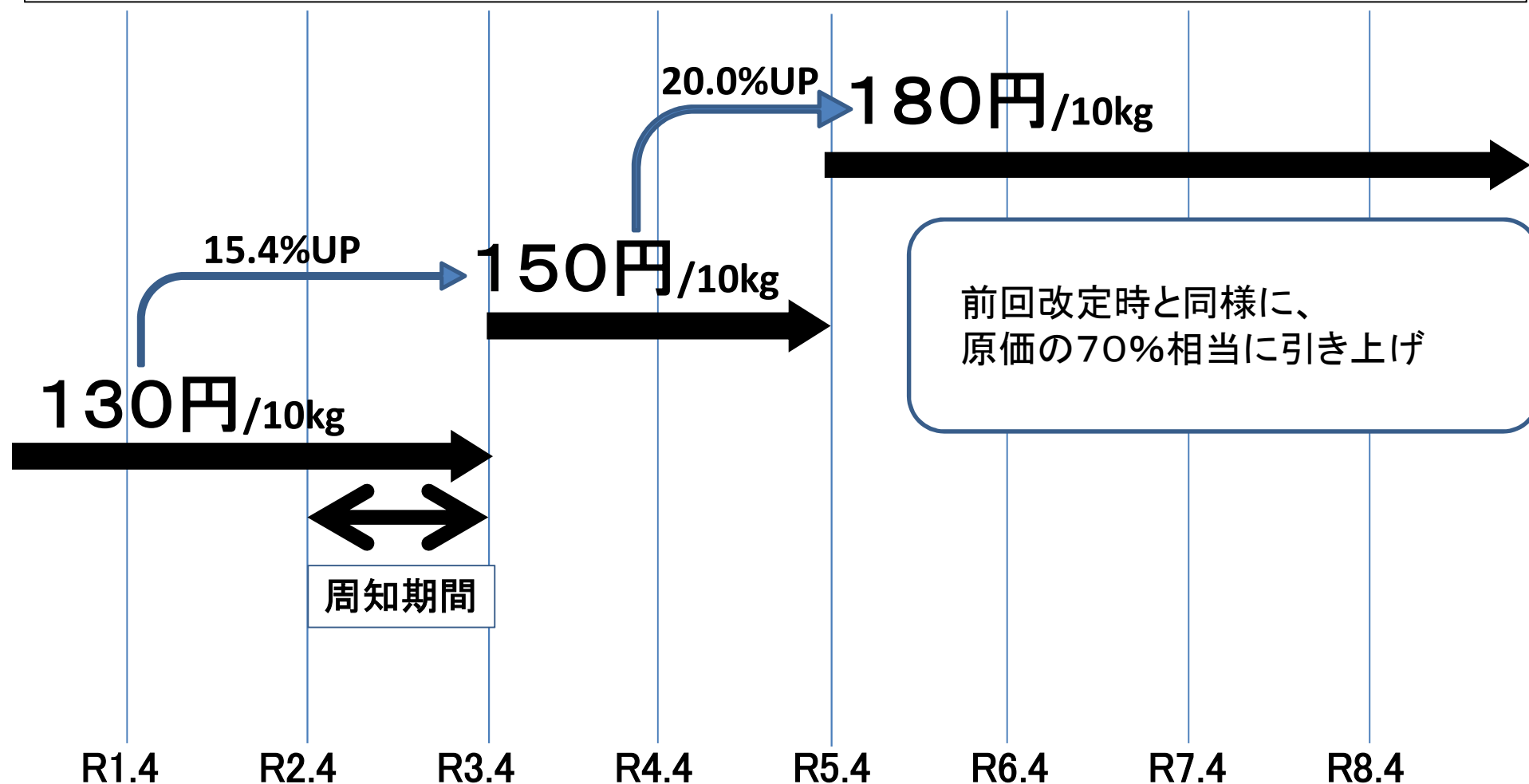
※詳細、及び各用語については、別添資料を参照ください。

3 施行日

令和3年4月1日施行	130円 → 150円/10kg
令和5年4月1日施行	150円 → 180円/10kg

一般廃棄物処理手数料の改定について

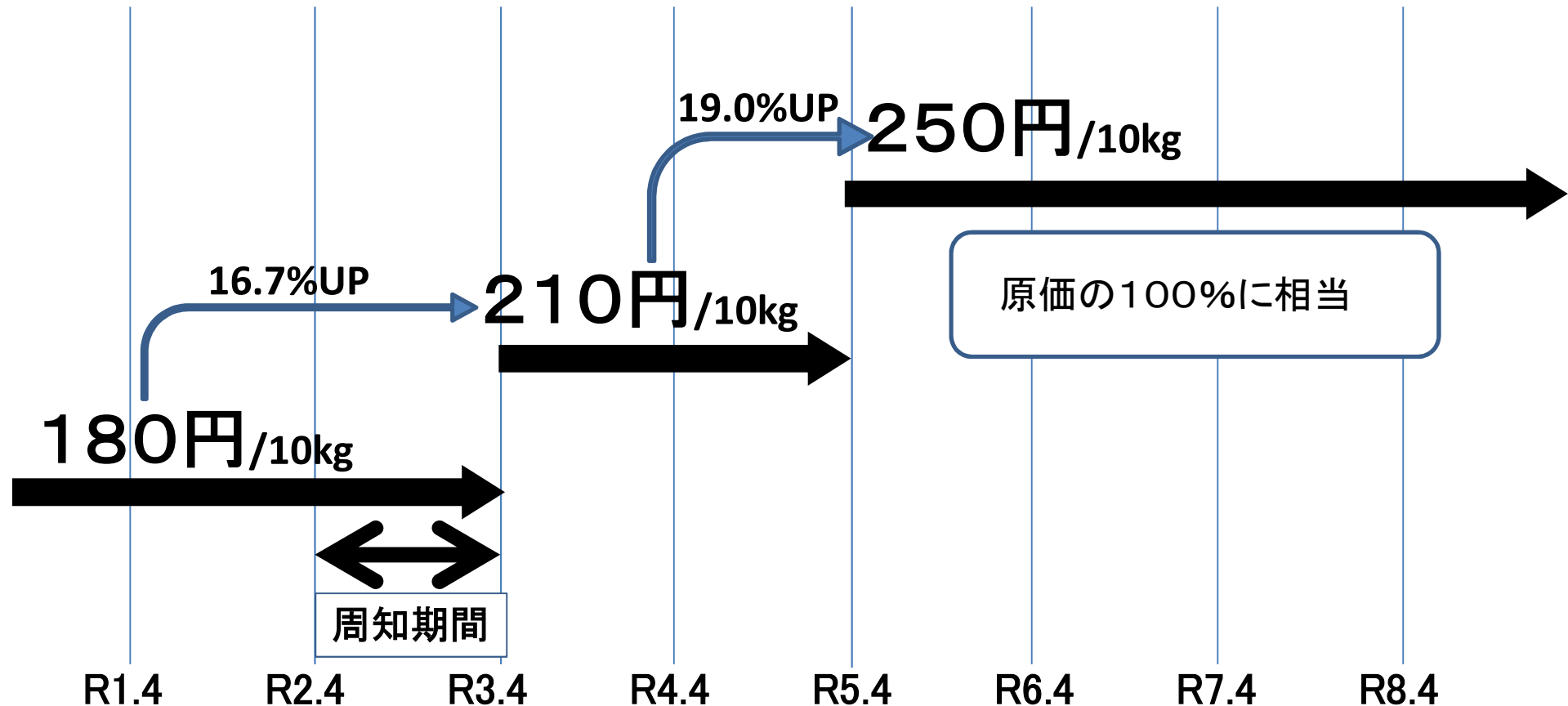
経過措置として一旦 150円/10kg に改定し、
令和5年4月に 180円/10kg に改定する。



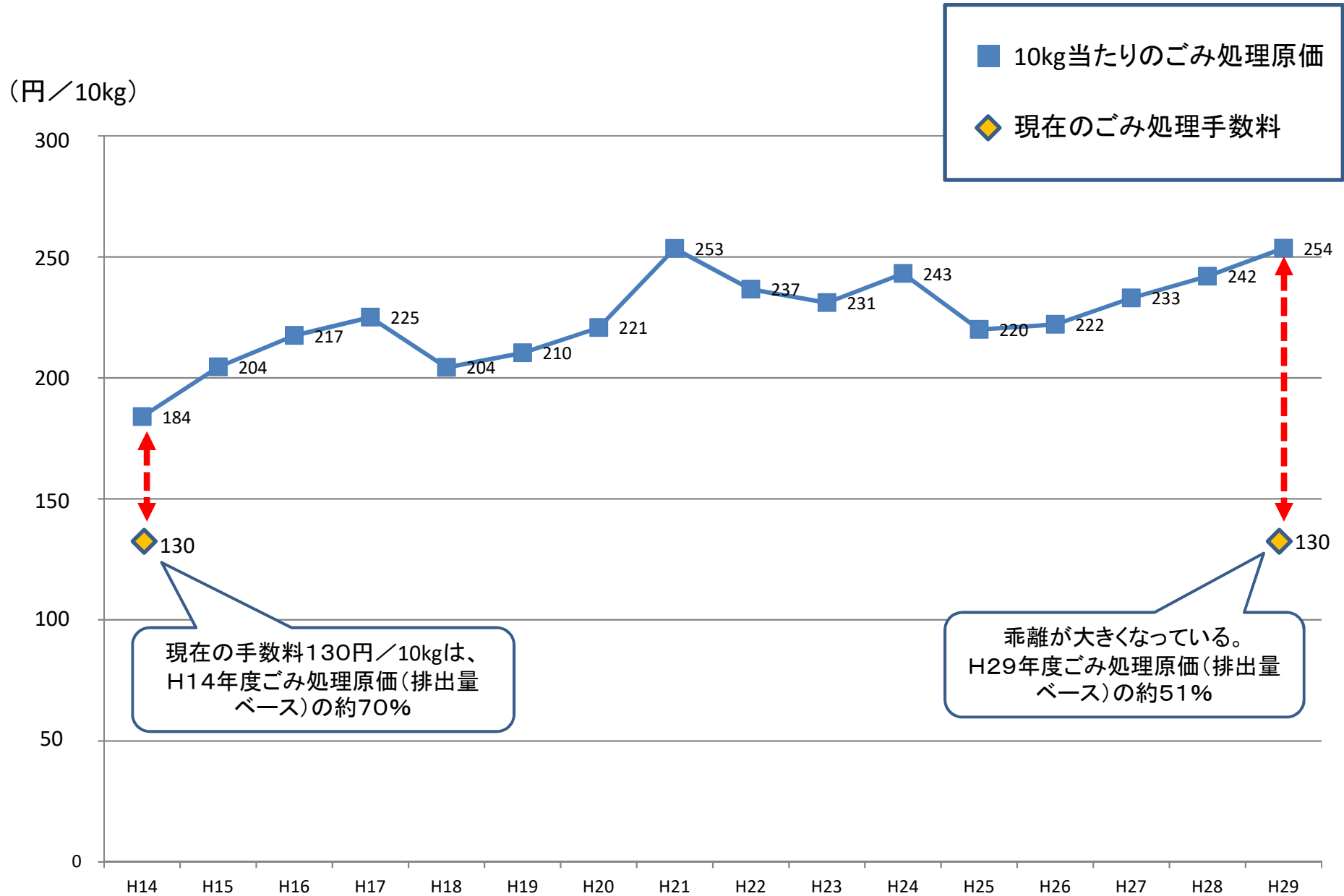
産業廃棄物処理費用の改定について

産業廃棄物は民間事業者での処理が原則ですが、岡山市では、市内中小企業の支援等を目的として、平成17年4月から、産業廃棄物である紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類を1事業者当たり年間20トンまで受け入れています。（※現在、約100事業者と契約しています。）

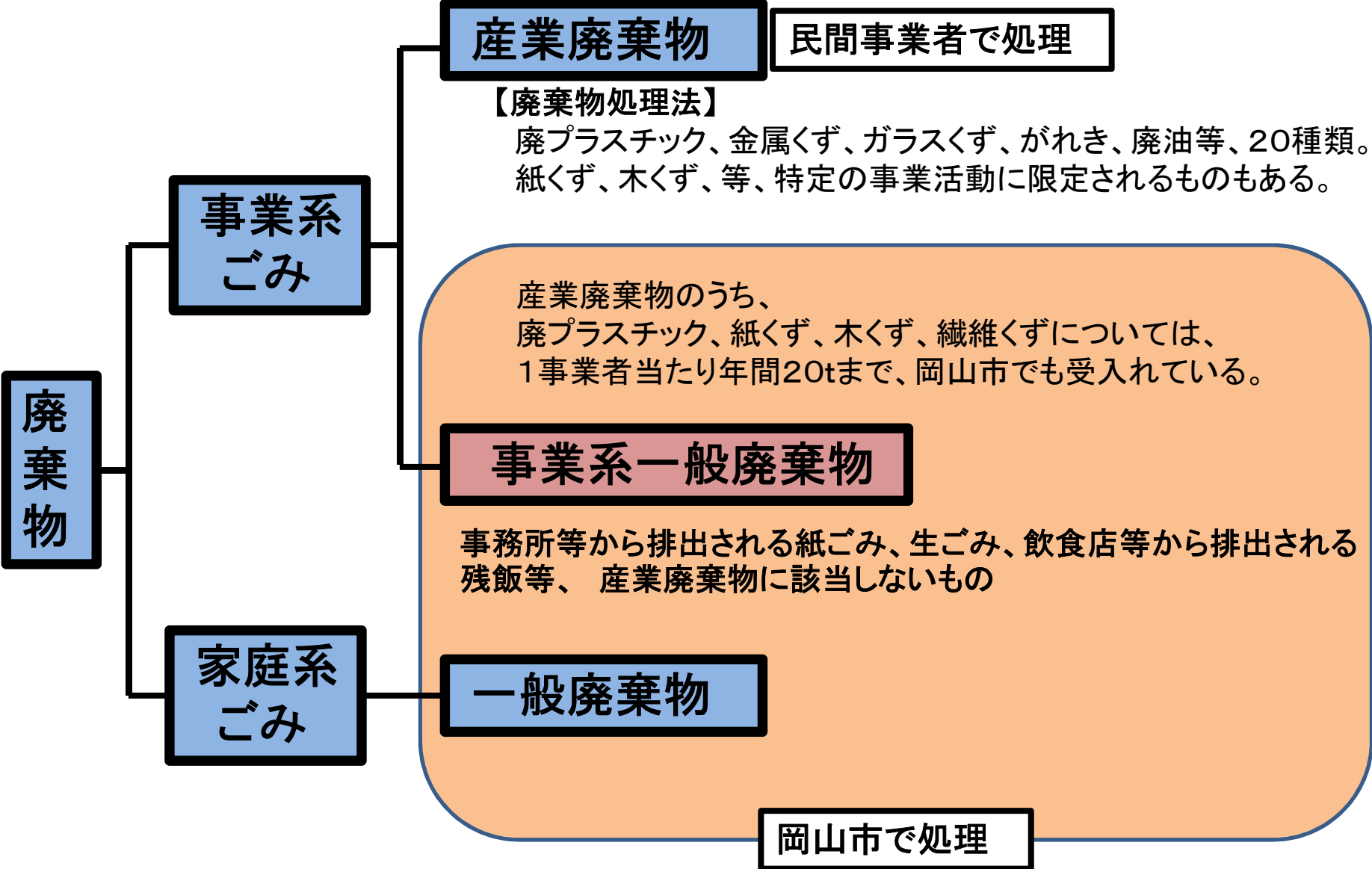
当該産業廃棄物を受け入れる際に10kg当たり180円の処理費用を徴収しています。



ごみ処理原価(排出量ベース)の推移



<参考> 廃棄物の分類について



＜参考＞産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分について

適正区分について

発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取組後に発生する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分します。

